

はつらつ教職員及びれんたつ教職員の講師派遣に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優秀な教職員の表彰要綱（平成28年4月27日教育長決裁）第7条の規定により表彰を受けた教職員のうち埼玉県教育委員会が別に定める講師名簿に登録したもの（以下「講師」という。）の研修会等への派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象となる研修会等)

第2条 派遣の対象となる研修会等は、県教育委員会または市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する研修会等、県立または市町村立教育機関が主催する研修会等、校内研修会等とする。

(派遣要請者)

第3条 派遣要請者（以下「要請者」という。）は、次の各号に掲げる研修会等の区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

- 一 教育委員会が主催する研修会等 当該教育委員会教育長
- 二 教育機関（学校を除く。）が主催する研修会等 当該教育機関の長
- 三 校内研修会等 当該学校長

(要請手続)

第4条 要請者は、講師の派遣要請について事前に、講師の所属長に要請するものとする。

(派遣の承認)

第5条 前条の規定により要請を受理した者は、速やかに承認又は不承認の決定を行い、要請者に通知するものとする。

(実施報告)

第6条 要請者は、研修会等の終了後速やかに、講師の所属長に報告するものとする。

(事務)

第7条 講師の派遣に係る事務の調整は、必要に応じて埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課及び市町村支援部義務教育指導課において行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、講師の派遣に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に指示する。

附 則

この要綱は、平成16年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。